

安全保障理事会決議 2414 (2018)

2018年4月27日、安全保障理事会第8246回会合にて採択

安全保障理事会は、

西サハラに関する全ての安保理の従前の諸決議を想起しかつ再確認し、

諸決議 1754 (2007)、1783 (2007)、1813 (2008)、1871 (2009)、1920 (2010)、1979 (2011)、2044 (2012)、2099 (2013)、2152 (2014)、2218 (2015)、2285 (2016) および 2351 (2017) を実施する事務総長と彼の個人的特使の取組に対する安保理の強い支持を再確認し、

西サハラ担当事務総長個人的特使、ドイツの元大統領ホルスト・ケーラーに対する安保理の十分な支持を表明し、また交渉を促進するという彼の取組における当事者および近隣諸国の彼との関与を歓迎し、

国際連合憲章の諸原則と諸目的に適合した取極の文脈において西サハラの人々の自決を規定する、公正な、永続的な、そして相互に受諾可能な政治的解決を実現するため当事者を支援するという安保理の公約を再確認し、またこれに関連して当事者の役割と責任に留意し、

国際連合とまた互いにより一層協力しそして自らの関与を強化しまた政治的解決に向けた進展を達成するという当事者と近隣諸国への安保理の呼びかけをくり返し表明し、

この長年の紛争に対する政治的解決を達成することとアラブ・マグレブ連合の加盟国間の協力の強化は、安定および安全、同様にサヘル地域の全ての人々にとっての仕事、成長並びに機会に至ることに貢献することを認識し、

国際連合西サハラ住民投票監視団 (MINURSO) を含む、全ての平和維持活動を緊密な再検討の下に置き続ける事務総長の取組を歓迎しそして平和維持活動の展開に対する厳格な、戦略的な対処方法および資源の効果的な管理を追求する安保理の必要性をくり返し表明し、

平和維持活動業績資料を含む、平和維持活動の有効性に関する資料が、明快で十分に特定された達成条件に基づいて、派遣団の活動の分析と評価を改善するために用いられることを確保するという事務総長への安保理の要請を想起し、派遣団が、その職務権限を効果的に実行するために必要とされる技能と柔軟性を保持するような MINURSO の能力を定期的に評価する必要性を強調し、そして、年の後半の任務の独自の再検討のための計画を、これに関連して、留意し、

決議 2242 (2015) と国際連合平和維持活動の軍事および警察派遣部隊における女性の数を増やすという安保理の熱望を想起し、

現場で MINURSO により果たされた重要な役割および相互に受諾可能な政治的解決を実現する私的使者を支援することにおけるその役割を含む、その職務権限を十分に履行するそれに対する必要性を認識し、

既存の合意の違反について懸念を表明し、そして当事者に対し、自らの関連する義務を尊重した状況を悪化させるかまたは国連過程を脅かし得るあらゆる行動を自制することを求め、また緩衝地帯に関連するつい最近の懸念に対するモロッコの慎重な対応を認識し、

事務総長に対して 2007 年 4 月 11 日に示されたモロッコ提案に留意しそして解決に向けて過程を先に進めるための重大かつ信頼に足るモロッコの取組を歓迎し、また事務総長に対して 2007 年 4 月 10 日に示されたポリサリオ戦線提案にもまた留意し、

当事者に対し、互いの政治的提案の議論を拡大することまた現実主義と妥協の精神で国連の取組に対して勧告することにより、政治的解決に向けたさらなる政治的意思を示すことを、これに関連して奨励し、そして、近隣諸国に対して、政治過程に対する貢献を行うことを更に奨励し、

事務総長の後援の下で開催された交渉の四つのラウンドに留意しそして前提条件なしにまた誠実に交渉過程を先に進めることを約束する当事者の重要性を承認し、

当事者に対し、政治過程が成功するために必要な信頼を育てるために守ることができる信頼醸成措

置を特定することと実施することにおいて国際連合難民高等弁務官事務所と更に協力することを奨励し、

西サハラとティンドゥフ・キャンプにおける人権状況を改善することの重要性を強調し、そして当事者に対し、国際法の下での自らの関連義務を念頭に置きつつ、人権に対する十分な尊重を確保するため独立したまた信頼に足る措置を策定しそして実施するため国際社会と共に活動することを奨励し、

当事者に対し、表現および結社の自由を含む、西サハラとティンドゥフ難民キャンプにおける人権の促進と保護を高めることを自らのそれぞれの取組において続けることを奨励し、

モロッコにより講じられた措置およびイニシアティブ、並びにダフラおよびライウーンにおいて活動している人権委員会に関する国民評議会により果たされた役割、並びに国際連合人権理事会の特別手続とのモロッコの交流を、これに関連して歓迎し、

同地域への訪問を促進することを通したものを含めて、国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)との協力を強化することを強く奨励し、

サハラ難民が直面している継続した苦難および外部の人道援助へのその依存性に深い懸念をもって留意し、そしてティンドゥフにおけるその生活に対する不十分な資金調達および食料援助の削減に関連したリスクに更に留意し、

ティンドゥフ難民キャンプにおける難民登録の審議を求める安保理の要請をくり返し表明しそしてこれに関連してなされた取組を強調し、

国際連合安全保障理事会諸決議 1325 および 2250 並びに関連する諸決議を想起し、国際連合が後押しをした会談を通した交渉の過程を継続するという当事者による公約の重要性を強調し、これらの会談における女性の完全な、効果的なそして意味ある参加および青年の積極的なそして意味ある参加を奨励し、

現状は受け入れられないことを認識し、そして交渉における進展は、あらゆるその側面において西

サハラの人々の生活の質を改善するために不可欠であることをさらに留意し、

西サハラ担当事務総長特別代表並びに MINURSO の長としてのコリン・スチュワートの任命を歓迎しそしてこの能力において彼に対する安保理の十分な支援を確認し、

2018年3月29日の事務総長報告書(S/2018/277)を審議して、

1. 2018年10月31日まで MINURSO の職務権限を延長することを決定する。

2. 和解に基づく西サハラの問題に対する現実的な、実効的なそして永続する政治的解決に向けた進展を行う必要性および MINURSO の戦略的中心に合わせることでこの目的のために国際連合の資源を適応させることの重要性を強調する。

3. 当事者に対し、国際連合憲章の諸原則および諸目的に適合した文脈において西サハラの人々の自決について規定する、公正な、永続するそして総合に受諾可能な政治的解決を実現する目的で、2006年までに為された努力およびその後の発展を考慮しつつ、またこの点で当事者の役割と責任に留意しつつ、前提条件なしにまた誠実に事務総長の支援を得て交渉を再開することを求める。

4. 近隣諸国に対し、政治プロセスに対し重要な貢献を行うことそして交渉過程においてその関与を増すことを更に求める。

5. 加盟国に対し、これらの会談に適切な援助を与えることを招請する。

6. 停戦に関して MINURSO と達した軍事的合意の十分な尊重の必要性を再確認しそして当事者に対し、この合意を十分に遵守することを求める。

7. ゲルゲラットの緩衝地区におけるポリサリオ戦線の存在に懸念を表明する。

8. ビル・ラフルーに対する行政機能の再配置の計画というポリサリオ戦線の発表について懸念を表明し、ポリサリオ戦線に対し、そのような不安定化させる何らかの行動を自制することを求める。

9. 停戦に関する基本的な問題および関連する合意が残っていることを認識しそして事務総長に対し、これらの問題をより良く理解するための努力において当事者と面談することを求める。

10. 全ての当事者に対し、あらゆる対話者とのその自由な交流を含む、MINURSO の活動と十分に協力すること、そして既存の協定に適合して、自らの職務権限を実行することにおいて国際連合および関連要員の安全並びに妨害のない移動および迅速なアクセスを確保するため必要な措置を講じることを求める。

11. 五回目の交渉の準備において政治プロセスを先に進めることに対して当事者により更新された公約の重要性を強調し、当事者による現実的且つ互譲の精神が、交渉において進展を実現するために不可欠であるという 2008 年 4 月 14 日の報告書 (S/2008/251) における勧告に対する安保理の支持を想起し、そして近隣諸国に対し、この過程に対して重要な貢献をすることを奨励する。

12. 当事者に対し、交渉を再開するために政治的意思を示しそして対話にとって都合の良い雰囲気において活動すること、従って諸決議 1754 (2007)、1783 (2007)、1813 (2008)、1871 (2009)、1920 (2010)、1979 (2011)、2044 (2012)、2099 (2013)、2152 (2014)、2218 (2015)、2285 (2016)、および 2351 (2017) の履行並びに交渉の成功を確保することを求める。

13. 国際連合憲章の諸原則と諸目的に適合した取極の文脈において西サハラの人々の自決を規定する、相互に受諾可能な政治的解決に達することを目的とする新しい力学と新しい精神で、交渉を再出発させる文脈における事務総長および彼の私的特使の意図に対する安保理の十分な支援を確認する。

14. 事務総長に対し、定期的に、また職務権限期間中事務総長が適切とみなす時はいつでも、彼の支援の下でのこれらの交渉の状態および進展について、本決議の実施、MINURSO の活動に対する課題とそれに対処するために講じられた措置について、安全保障理事会に口頭説明することを要請し、彼の口頭説明を歓迎しまた議論することを果たす安保理の意図を表明しそしてこれに関連して、事務総長に対し、職務権限の終了の十分前に西サハラにおける状況に関する報告書を提出することを更に要請する。

15. 国連平和維持活動における任務遂行の文化を標準化するために事務総長により着手された自発

的活動を歓迎し、そして事務総長に対し、統合された任務遂行政策枠組を策定しそして MINURSO に適用するための彼の取組を続けることを求め、事務総長に対し、MINURSO における女性の数を増やすこと、並びに活動のあらゆる側面における女性の意味ある参加を確保することを模索することを要請する。

16. MINURSO に対し、新しい科学技術が、リスクを削減し、部隊保護を改善しそしてその職務権限をより良く実施するために使われる方法を審議し続けることを促す。

17. 当事者に対し、女性と青年が関与するためのを含む、信頼醸成措置を特定しそして実施するため国際連合難民高等弁務官事務所と協力することを奨励し、そして近隣諸国家に対し、これらの取組を支援することを奨励する。

18. 加盟国に対し、難民の人道的必要性が適切に対処されそして配給食糧における削減を避けることを確保するため食糧計画に資金提供するため新しいまた追加の自発的拠出金を提供することを促す。

19. 事務総長に対し、性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策の MINURSO における完全遵守を確実にするために必要な措置を講じ続けることそして安保理に知らせ続けることを要請し、そして部隊要員提供諸国に対し、展開前の啓発教育を含む適切な予防措置そして自らの要員がかかる行為に関係した場合には全面的な責任を確保するためその他の行動を講じることを促す。

20. この問題に引き続き取り組むことを決定する。